

◎新潟県告示第708号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
さとう栄整形外科クリニック	三条市西本成寺1丁目35番10号	平成25年4月30日
初野医院	村上市府屋279-5	平成24年10月31日
大河津歯科	長岡市寺泊竹森1267	平成25年3月27日
医療法人 博愛会 酒井歯科医院	佐渡市羽茂本郷406-1	平成25年3月30日
もりの調剤薬局	十日町市馬場丙1521-12	平成25年3月31日
えきまえ調剤薬局	五泉市駅前1丁目3番27号	平成25年2月28日
しなの薬局中条店	胎内市あかね町26番27号	平成25年3月31日
まちなかや訪問看護ステーション	魚沼市小出島107番地3	平成25年3月31日